

事業の変更、追加の際には届出が必要になります。

下記を参照し、申請して下さい。

[防火対象物使用開始届出及び防火対象物棟別概要追加書類](#)

事業の内容、規模によっては消防用設備等の設置、追加が必要になる場合があります。その際は別途届出が必要です。

ご協力のお願い(申請時の注意事項)

防火対象物使用開始届出の提出後、消防職員による現地確認(立入検査)を実施いたします。その後、確認済書類を返却いたしますが、**検査日程の調整や書類の処理には一定の期間を要します。**

つきましては、以下の点についてご理解とご協力をお願いいたします:

- 届出の提出は、検査希望日の1週間以上前を目安にお願いいたします。
- 届出の翌日に検査を希望される場合や、検査直後の即時返却など、対応が困難なご要望にはお応えできません。

無理のないスケジュールでの申請にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。